

公 告

地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６条）第１６７条の２第１項第３号の規定により下記のとおり随意契約を行うので、和歌山県財務規則（昭和６３年和歌山県規則第２８号）第１０８条の２第１項の規定により公表する。

令和７年４月２４日

和歌山県知事職務代理者
和歌山県副知事 宮崎 泉

１ 契約の内容

和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙に係る投票用紙の点字表記

２ 契約の相手方の決定方法

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援に限る。）を行う団体で、選定基準を満たす団体と随意契約。

３ 契約の相手方の決定日時

令和７年４月２５日（金）

４ 契約の相手方の選定基準

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第５条第１項に規定する障害福祉サービス事業（同条第７項に規定する生活介護、同条第１３項に規定する就労移行支援又は同条第１４項に規定する就労継続支援に限る。）を行う団体であること。また、告示日までに有田市選挙管理委員会に配布しておく必要があり、投票用紙印刷終了後、短期間に点字表記を正確に完成し納品する能力を有していること。

５ 見積書の提出期限及び提出場所

提出期限：令和７年４月２５日（金）１６時

提出場所：和歌山県選挙管理委員会事務局

仕様書

1. 業務名称

和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙に係る投票用紙の点字表記

2. 業務の概要

和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙で使用する点字投票用紙に点字で以下のとおり表記

「けんぎかい ほけつせんきょ」（13文字）

3. 作成部数

230枚

4. 作成期日

令和7年5月8日（木）正午まで

5. 納品場所

〒640-8585

和歌山市小松原通1-1

和歌山県選挙管理委員会事務局

6. その他

- ・作業が開始可能となるのは、投票用紙の印刷終了日の令和7年5月2日正午頃の予定です。作業開始から納品まで極めて短期間ですので、ご注意ください。
- ・和歌山県選挙管理委員会事務局に備え付けの見本を必ず確認の上、見積書を提出してください。

説明事項

1 見積方法等について

- (1) 参加者は、見積書に必要事項を記入の上、提出を行うこと。
- (2) 見積金額は、当該業務を遂行するための価格の総額とする。
なお、見積金額は、当該業務に係る一切の諸経費を含めた額とする。
- (3) 消費税を除く金額を見積書に記載すること。見積書に記載された金額に、消費税及び地方消費税を加算した金額をもって契約金額とする。
- (4) 見積書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。
ただし、見積書の見積金額は、訂正することができない。
- (5) 見積書は、封筒に入れ密封し、かつ、封皮に氏名（法人の場合その名称又は商号）及び業務内容を表示しなければならない。
- (6) 見積書を提出した後は、見積書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

2 見積書の無効

次に掲げる見積書は無効とする。

- (1) 選定基準に該当しない者が提出した見積書
- (2) 所定の時刻までに提出されなかった見積書
- (3) 参加者が2以上見積書を提出した場合のそのいずれもの見積書
- (4) 明らかに連合その他の不正な行為によってされたと認められる見積書
- (5) 記名押印を欠いた見積書
- (6) 金額を訂正した見積書
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭な見積書
- (8) その他条件に違反した見積書

3 契約の相手方決定の方法等

- (1) 提出された見積書記載金額のうち最低の価格をもって上記2に該当しない有効な見積書の提出を行った者を契約の相手方とする。
- (2) 落札者となるべき同価の見積金額を提示した者が2人以上あるときは、当該見積書を提出した者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該見積書を提出した者に、くじを引く場所及び日時を電話又は文書（ファクシミリを含む。）で通知する。
なお、当該見積書を提出した者で、くじを引かない者があるときは、この者に代わって当該事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

点字表記 イメージ

(紙質等の詳細は和歌山県選挙管理委員会事務局に備え付けの見本を確認してください)

和歌山県議会議員日高郡選挙区補欠選挙 投票用紙 (点字)

(表)

(紙質)110K特厚口
(文字色)黒色印刷

候補者氏名を書く欄
の線の太さ0.5mm

透かし文字「議」を直
径28mmの正円で囲
むこと。

(書体)
「令和七年執行」及び
「和歌山県議会議員
補欠選挙投票」はゴ
シック体、その他は明
朝体とする。

候補者氏名

(注意)

候補者の氏名は、
欄内に一人書くこと。
候補者でない者の氏名は、
書かないこと。

点字投票
令和七年執行
和歌山県議会議員
補欠選挙投票
選挙管理
委員会印

6mm

35mm

5mm

23mm

5mm

6mm

(裏)

8mm

10mm

22mm

100mm

10mm

128mm

80mm

「けんぎかい ほけつせんきょ」の表記